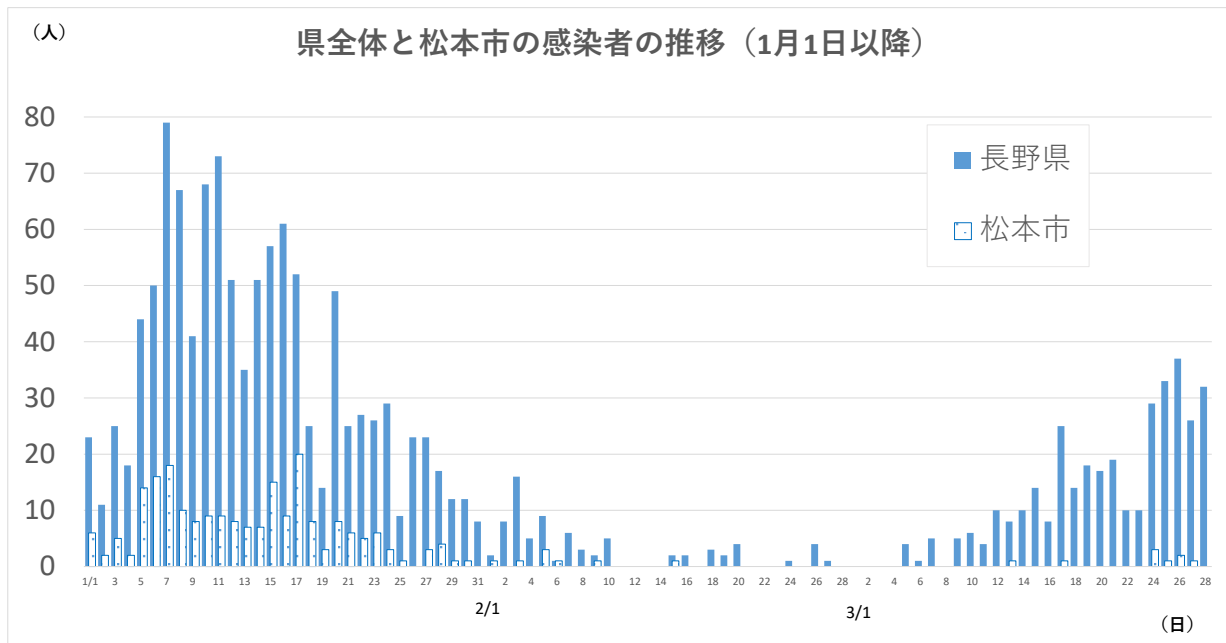


第20回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年3月29日（月）
午後3時15分から
場所 大会議室

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 協議・報告事項
 - (1) 県内、松本圏域及び市内の感染状況等
 - (2) 4月1日以降の対応方針（案）
 - (3) ワクチン接種体制
 - (4) 松本市保健所の体制
- 4 その他
- 5 閉会

1 県と市の感染者状況（1月1日～3月28日発表分）



新規感染者数 県 1,528人 直近1週間（3/22～3/28）177人
松本市 231人 直近1週間（3/22～3/28）7人 10万人あたり 2.94人

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本広域圏	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	12人	24人	48人

2 中信地域の病床ひっ迫度（1/18 午後8時時点） 86.1％
（2/1 午後8時時点） 48.1％
（2/25 午後8時時点） 0.8％
（3/28 午後8時時点） 7.4％

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

3 市立病院のコロナ病床使用率（1/18） 89.2％（33／37床）
（2/1） 37.8％（14／37床）
（2/25） 0％（0／37床）
（3/28） 25.0％（4／16床）

4月1日以降の対応方針について

県内、松本圏域の動向及び、県からの要請内容を踏まえ、4月1日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状認識

長野県内は、上田圏域、長野県域が警戒レベル4、全県でレベル2になるなど、感染者数が増加傾向にあります。

松本市では、3月1日以降陽性者は散発的に発生しており、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は2.94名（陽性者7名）であり、県のレベル2相当となっています。この間の陽性者については、単発事例や濃厚接触者からの発生であり、集団感染につながる事例は発生していません。

医療提供体制については、3月28日時点で、中信地区の病床ひっ迫度は、7.4%であり、同日の市立病院のコロナ病床の稼働率も25%（4／16床）となっており、圏域内の受入については、現在のところ円滑に調整できる状況です。

県内では、感染者が急増している地域もあり、今後の市内における感染拡大を防ぐ観点から、引き続き市民一人ひとりの感染予防のための行動の徹底が重要です。

2 市の方針

(1) 県の対応について

県の協力要請を支援します。

ア 別紙1 3月15日 年度末・年度始に対する知事メッセージ

(3/20～4/9)

イ 別紙2 3月23日 事業所における感染防止対策

ウ 別紙3 3月26日 「新型コロナウイルス注意報」の発出に伴う県民等へのお願い

(2) 市独自の対応方針

県内では、一部地域において3月以降、新規陽性者が増加傾向にあることから、年度始めの行事などにより人出や会食機会が多いと見込まれる4月9日まで、現在取り組んでいる「日常回復期」を期間延長し対応することとします。

また、新型コロナウイルスワクチンが供給されしだい、速やかに市民を対象としたワクチン接種を開始できるよう準備を進めます。

(3) 市民への呼びかけ

日常回復期の感染防止のお願いとして、特に会食で注意することについて、別紙４のとおり市民へ呼びかけます。

また、飲食店の皆さんには、前回お示しした留意点について、引き続き協力を呼びかけることとします。

(4) 日常回復期の市の対応について

ア 松本市保健所発足に伴う対応

(ア) 松本市保健所に新型コロナウイルス対策チームを編成し、事務処理が円滑に進められるよう体制を整えます。

(イ) 感染拡大のおそれが徐々に高まりつつある中、事務の応援が必要となる場合を考慮し、感染レベルに応じた他部局からの応援体制を整えます。

また、更に計画人員を超えた場合でも、必要な対応を優先的に実行できる体制を構築します。

イ 高齢者への対応

福祉ひろばの事業及びサークル活動等は、感染予防対策を徹底したうえで実施します。

ウ 移動について

感染拡大地域への訪問は、できるだけ控えることとします。また、その他の地域への訪問についても、慎重な行動をすることとします。

エ コロナ禍における経済対策

(ア) 制度資金メニューの見直し

(イ) 消費喚起策の検討

オ その他

市主催の説明会等は、感染症対策を徹底したうえで実施することとします。

年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに 当たっての知事メッセージ（3月15日時点）

別紙1

下線部は追加及び修正

年度末・年度始め（3/20～4/9）は日頃会わない方との接触機会が増える時期であり、感染拡大を抑制するため、この期間を「**感染対策強化期間**」とします。県民及び事業者等の皆様は、以下の点について遵守していただくとともに帰省・旅行、会食・会合、会議・休暇などの「**分散化**」・「**小規模化**」・「**遠隔（リモート）化**」にご協力をお願いします。

1 地域間の往来（出張、旅行、帰省など）についてのお願い

- 県外への訪問に当たっては、感染・伝播性の高い変異株が国内でも確認されていることから、**基本的な感染防止策の徹底**や**大人数での会食等リスクが高い行動を控える**などの慎重な行動をお願いします。こうした対応が難しい場合は、訪問の中止・延期を含めて慎重な判断をお願いします。
なお、期間中に顕著に感染拡大が生じた地域については、県からお知らせいたしますので、**その場合はできるだけ訪問を控えてください。**
- 進学・就職・帰省等により本県に来訪される方は、人の流れを分散するため、**感染対策強化期間**をなるべく避けるように検討してください。
来訪される場合、**来訪前2週間**は、**健康観察**を行い、**大人数での会食等リスクが高い行動を控えてください。**

2 日常生活でのお願い

- **人と接する際のマスクの着用**、**風邪症状等がある場合は外出しない**、**体調がよくなって2日以内は外出を控える**などの対策を改めて徹底してください。
- 会食を実施する場合は、信州版「“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、**それが困難な場合は会食を控えてください。**特に密な室内での**大人数**（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）・**長時間**（概ね2時間超）とならないように留意してください。
- 会食を行う機会が増える時期ですが、**屋内外を問わず、これまで一緒に生活・勤務していなかった人との会食はできるだけ控えてください。**

3 事業者・大学など高等教育機関の皆様へのお願い

- **入社式・入学式**を行う場合は、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討ください。
また、可能な場合は、転勤・引っ越しの時期についても**感染対策強化期間**を避け、できるだけ分散化させるよう検討してください。
- 転勤・入学などにより感染拡大地域から転入される方に対しては、**転入前2週間**は、**健康観察**を行い、**大人数での会食等リスクが高い行動を控えていただく**よう呼びかけてください。

差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが
「思いやり」の心を持ち「**支え合い**」の輪を広げましょう

令和3年3月15日
長野県知事 阿部 守一

事業所における感染防止対策について

令和3年3月23日

長野県

事業者の皆様については、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう」（厚生労働省）などをもとに、以下のとおり事業所における感染防止対策をさらに徹底していただくようお願いします。

【感染症対策実施のための取組の5つのポイントの内容】

- ① テレワーク・時差出勤等を推進。
- ② 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気作り。
- ③ 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫の徹底。
- ④ 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ。
- ⑤ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策の徹底。

【具体的対策】**(① 通勤・勤務に関する対策)**

- テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。
- 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用する などにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。

(② 健康管理に関する対策)

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

(③ 人との距離に関する対策)

- 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。

(④ 共有スペース等に関する対策)

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(⑤ 基本的な感染防止に関する対策)

- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

【その他】

・感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

・感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。

「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（一般社団法人日本経済団体連合会）「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう」（厚生労働省）から抜粋

全圏域に「新型コロナウイルス注意報」を発出します

令和3年3月26日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

年度末・年度始めは人の移動や会食の機会が増加し、普段会わない方との接触機会が増える時期であり、感染の拡大が懸念されたことから、県では、3月20日から4月9日までを「感染対策強化期間」と位置付け、感染防止策の徹底を呼びかけてきたところです。

しかしながら、県内における新規陽性者数は増加しており、直近1週間（3月19日～25日）において、新規陽性者数は155人、人口10万人当たりでは7.60人となっているほか、県内10圏域中7圏域で陽性者が確認されています。

私たちは、1月上旬から中旬にかけて、感染の急拡大により、医療提供体制が危機的状況にさらされるという状況を経験しました。県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、医療提供体制の拡充に努めてきましたが、再び同様の事態を招かぬよう、今ここで、これ以上の感染の拡大を抑え込む必要があります。

このため、全圏域の感染警戒レベルを2に引き上げ（既にレベル2以上である上田圏域、長野圏域及び北信圏域を除く）、「新型コロナウイルス注意報」を発出します。

2 県民及び事業者・施設管理者の皆様へのお願い

県民及び事業者・施設管理者の皆様は、別紙「年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに当たっての知事メッセージ」に沿った対応を取るとともに、特に次の点について改めて徹底してください。

① 感染拡大地域等への訪問・旅行はできるだけ控えてください

全国的にも新規陽性者数が増加傾向にあることから、感染拡大地域※（宮城県、山形県、東京都、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（埼玉県、千葉県、神奈川県）への訪問・旅行はできるだけ控えてください。また、感染対策強化期間中は、これらの地域からの帰省はできるだけ控えてください。〈該当地域はR3.3.26現在〉

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県

② 会食における基本的な感染防止策の徹底をお願いします

会食を実施する場合は、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、それが困難な場合は会食を控えてください。特に、密な室内での大人数（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）・長時間（概ね2時間超）の会食とならないように注意してください。

③ 職場における感染防止策の徹底をお願いします

職場において休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。お客様への対策についてはご配慮いただいていると思いますが、従業員用の食堂、休憩室、喫煙所、更衣室等においても感染防止に努めてください。

④ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染防止対策の徹底をお願いします

高齢者や基礎疾患のある方等は重症化リスクが高いほか、医療機関や高齢者施設等で集団的な感染が発生した場合、コロナ患者用の受入病床の急速なひっ迫を招くおそれがあります。このため、医療機関及び高齢者施設等においては、改めて、特に次の点の徹底をお願いします。

- ア 医療、施設従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- イ 手洗い・手指消毒の徹底
- ウ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- エ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を確保
- オ 日々の体調把握と少しでも調子が悪い時の自宅待機

高齢者や基礎疾患のある方等

65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方

感染警戒レベル2は、感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図っていく段階です。このため、県民の皆様におかれては過度に活動自粛を行うことなく、基本的な感染防止策を徹底していただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。



まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版”新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版”新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しに、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
 - ☑ テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
 - ☑ 入口や手洗い場には消毒液を用意
 - ☑ お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
 - ☑ こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が戻っても2日は控える)

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

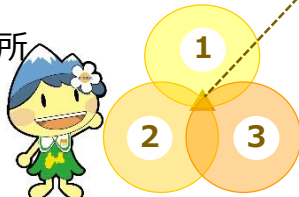
- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い 密閉空間
- ② みんなが集まる 密集場所
- ③ 近くで話す 密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



松本市 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



「県 新型コロナ対策推進宣言」
サイト

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

新型コロナウイルスワクチン接種体制について

1 接種の優先順位及び現時点のスケジュール

(1) 高齢者（65歳以上）

令和3年4月下旬以降に接種券を発送し、5月上旬接種開始

概ね3カ月で接種終了を想定

(2) 64歳以下の基礎疾患を有する者

高齢者が概ね終了次第、16歳から64歳の全市民に接種券を送付し、自己申告により接種

(3) 上記以外の者

ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種

2 接種体制

(1) 高齢者優先接種時（ファイザー社製ワクチン）における接種施設

市内10病院と4カ所の市営診療所での接種

南部、北部、西部保健センター及びアルピコプラザでの集団接種（土・日曜日）

(2) 予約方法

予約システムを導入し、コールセンターでの電話とWeb予約を併用

(3) 高齢者施設の巡回接種

高齢者優先接種期間に接種体制のない施設に、松本市医師会及び松本薬剤師会の協力により巡回接種チームを編成、入所者及び施設従事者に接種

3 接種券の発送について

5、6月に高齢者全てのワクチン供給が行われる見通しとなったが、接種体制の状況を踏まえ、年齢ごと区分けを行い発送することを検討

4 ワクチン先行接種（モデル接種）について

県による、4月分ワクチンのモデル実施に応募し、4月19日以降に配布されるファイザー社製ワクチン1箱分を、高齢者施設の巡回接種の形態でモデル実施の予定

5 集団接種の公開シミュレーションの実施について

5月以降開始予定の集団接種実施に向け、課題を洗い出し円滑に実施するため実施

(1) 実施日時

4月上旬予定

(2) 実施場所

保健センター1カ所

松本市保健所 新型コロナウイルス対策チーム編成(案)

◎：リーダー ○：サブリーダー

統括
統括：所長
副統括：保健総務課長
：保健予防課長

総務チーム

- (1) 庁内調整(応援体制構築を含む)
- (2) 外部調整(医療機関・県等)
- (3) 医療連携体制

◎保健総務課
係長

○保健予防課
主査(保健師、
管理栄養士)

広報・情報管理チーム

- (1) データ管理・分析
- (2) 住民向け広報に関すること
(ホームページやSNSへの情報発信)※
- (3) 公表(会見・ブリーフィングを含む)※

◎保健予防課
精神事務係長

○保健予防課
事務

※対策本部の危機管理課、広報課と連携

疫学調査チーム

- (1) 患者調査担当 ※
- (2) 施設調査担当
- (3) 検査担当 ※
- (4) 移送担当 ※

◎保健予防課
感染症
保健師係長

○保健予防課
精神保健師係長

※感染拡大時は全庁応援

○食品・生活衛生課
係長

相談・フォローアップチーム

- (1) 受診・相談センターに関すること
- (2) 退院後フォローアップ
- (3) 接触者等健康観察

◎保健予防課
保健師主査

○保健予防課
精神事務係長

患者入院調整チーム (松本広域圏COVID-19患者調整合同本部)

- (1) 入院退院調整
- (2) 検査調整
- (3) 県保健所との情報共有

◎保健予防課
感染症事務係長

○保健総務課
主査

PCRセンターチーム

- (1) PCR検査センター運営
- (2) PCR予約センターに関すること

◎健康づくり課
事務係長

○健康づくり課
保健師係長

予防接種チーム

関連各チーム

◎健康づくり課
事務係長

○健康づくり課
保健師主査

令和3年4月からの体制イメージ（案）

		レベル①【基本形】		レベル②		レベル③		レベル④		
		判断要素		・新規感染者5人～9人 ・新規発生が継続 ・クラスター発生		・新規感染者10人～15人 ・新規発生が継続 ・クラスター発生		・新規感染者15人以上 ・多数の新規発生が継続 ・クラスター多数		
チーム		保健師	事務職 専門職 (保健師以外)	保健師	事務職 専門職	保健師	事務職 専門職	保健師	事務職 専門職	
総務		保健総務課								
広報・情報管理		予防課								
		全庁			2		2		2	
疫学調査	積極的疫学調査	総務課			1		1		1	
		保健予防課		3	2	2	2	2	2	
		食品・生活衛生課			1		4		4	
		健康づくり課				6	1	10	1	1
		全庁						4	15	9
	検査	総務課								
		保健予防課		1	1	1	1	1	1	1
		食品・生活衛生課			1		1		1	1
		健康づくり課						1		1
		全庁								
	移送	総務課								
		保健予防課		1	1	1	1	1		1
		食品・生活衛生課								
		健康づくり課								
		全庁						2		2
患者入院調整			予防1 OR 総務1							
相談・フォローアップ		会計年度1								

※ 判断要素はあくまでも目安であり、状況によりこの限りではない